

南相馬市国際交流活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の市民団体と姉妹都市等の市民団体との間における積極的な交流を促進するため、姉妹都市等の市民団体との交流事業を行う本市の市民団体に対して、予算の範囲内で南相馬市国際交流活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市内に居住する者が10人以上かつ全体の3分の2以上で構成される団体で、国際交流の推進を目的に継続及び発展が期待される活動をする意思のある団体という。
- (2) 姉妹都市等 姉妹都市又はその他市長が認める都市
- (3) 交流事業 前号に規定する姉妹都市等を訪問する又は訪問団を受け入れる活動という。ただし、経済活動を主たる目的とした交流事業については、互いの地域の資源を活用し、市と姉妹都市等との交流促進に資すると認められる事業に限る。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる市民団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動の本拠を有する団体であること。
- (2) 会計経理が明確な団体であること。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する団体でないこと。
- (4) 取り組んだ事業及び団体の公表に同意する団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる交流事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の事業区分欄に掲げる交流事業であって、本市の市民団体を構成する者が5人以上参加する交流事業のうち市長が認めたものとする。ただし、次の各号に該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 他の制度による補助等を受けている事業
- (3) その他市長が適当でないと認める事業

(補助金額等)

第5条 補助対象事業に対する補助金の補助対象経費、補助割合及び補助金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

2 同一の市民団体に対する補助は、原則として同一年度において、1つの交流事業に係る

ものとし、1つの交流事業に対して当該交流事業を開始した年度から原則3年以内まで補助対象とする。

3 1つの交流事業について補助対象は、5人までを限度とする。

4 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市民団体の代表者は、交流事業を開始する前に、国際交流活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約又は会則
- (2) 市民団体の構成員名簿
- (3) 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- (4) 交流事業の予定参加者名簿
- (5) 国際交流活動支援事業補助金に係る同意書兼誓約書(様式第4号)
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付決定するとともに、国際交流活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする市民団体の代表者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了の日後30日以内又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、国際交流活動支援事業補助金実績報告書(様式第6号)次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) 交流事業に係る受領書等の写し
- (4) 交流事業の実績を示す写真等
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の内容が補助金の交付目的に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、国際交流活動支援事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付を受けようとする市民団体の代表者は、前条の規定等による額の確定後、補助金を請求しようとするときは、国際交流活動支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(南相馬市補助金交付要綱の準用)

第11条 南相馬市補助金交付要綱(平成18年南相馬市告示第1号)第5条、第7条及び

第8条、第12条から第14条まで、第16条及び第17条の規定は、この告示による補助金の交付について準用する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金額
訪問しての交流事業	交通費 宿泊費	補助対象経費の 2分の1以内	渡航者1人につき250,000円を限度とし、1事業あたり年間5人分（1,250,000円）まで
訪問を受けての交流事業	交通費 宿泊費 食糧費（受け入れた訪問団分に限る） 消耗品費 燃料費 印刷製本費 通信運搬費 筆耕翻訳料 保険料 使用料 賃借料		受け入れた団体員1人につき10,000円を限度とし、1事業あたり年間5人分（50,000円）まで